

平成25年2月15日  
第2463号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目 次

**規 則**

- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（2・生活衛生課）…………… 1

**告 示**

- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（52・福祉政策課）…………… 3
- 生活保護法による医療機関の指定（53・福祉政策課）…………… 3
- 生活保護法による介護機関の指定（54・福祉政策課）…………… 3
- 生活保護法による指定介護機関の変更（55・福祉政策課）…………… 4
- 生活保護法による指定介護機関の事業の休止（56・福祉政策課）…………… 4
- 生活保護法による指定介護機関の事業の廃止（57・福祉政策課）…………… 4
- 都市計画の案の作成に係る公聴会の開催（58・都市計画課）…………… 4
- 都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧（59・都市計画課）…………… 5
- 入会林野整備計画の認可申請を適当とする旨の決定（60・北秋田地域振興局農林部）…………… 5
- 建設業の許可の取消し（61・仙北地域振興局総務企画部）…………… 5

## 規 則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十五年二月十五日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第二号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和三十二年秋田県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（様式）」に改め、同条第一項を次のように改める。

次に掲げる書類は、別に定める様式によるものとする。

- 一 省令第二十八条第一項の申請書
- 二 省令第四十九条第一項の届書
- 三 省令第六十七条第一項の申請書
- 四 省令第六十八条第一項の届出書
- 五 省令第六十九条第一項の届出書
- 六 省令第七十条第一項の届出書

第二条第二項中「前項の表第二号及び第四号」を「前項第一号及び第三号」に改める。

第二条を削り、第四条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（営業許可の申請書等の記載事項の変更の届出）

**第四条** 省令第七十一条の規定による届出（省令第六十七条第一項第一号、第三号又は第五号の事項の変更に係るものに限る。）は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書によるものとする。

- 一 届出者の氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 営業所所在地
- 三 営業所の名称、屋号又は商号
- 四 営業の種類
- 五 現に受けている営業許可の番号及びその年月日
- 六 変更の内容及び年月日

2 前項の届出書には、営業施設を変更した場合にあつては、当該変更した部分を明らかにする図面を添付しなければならない。

3 省令第七十一条の規定による届出（省令第六十八条第一項第一号、第六十九条第一項第一号又は第七十条第一項第一号の事項の変更に係るものに限る。）は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書によるものとする。

- 一 届出者の氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 省令第六十八条第一項第一号の事項の変更に係るものにあつては、届出者の被相続人との続柄
- 三 営業所所在地
- 四 営業の種類
- 五 現に受けている営業許可の番号及びその年月日
- 六 変更の内容、理由及び年月日

第六条の見出し中「の再交付の申請」を削り、同条第二項中「失つた」を「失つた」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第四条第五項」を「第五条第五項」に、「失つた」を「失つた」に、「営業許可証等再交付申請書」により、「を」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書」に、「申請しなければ」を「提出しなければ」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第三項とする。

- 一 申請者の氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 営業所所在地
- 三 営業所の名称、屋号又は商号
- 四 営業の種類
- 五 現に受けている営業許可の番号及びその年月日
- 六 再交付申請の理由

第六条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

条例第五条第一項の営業許可証は、様式第一号によるものとする。

## 2 条例第五条第三項の自動販売機営業許可標識は、様式第二号によるものとする。

第七条第一項中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条第二項を次のように改める。

## 2 条例第六条第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書によるものとする。

- 一 届出者の氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 食品衛生責任者の氏名
- 三 前項各号に掲げる事項

第八条第一項中「至つた」を「至つた」に、「廃業（休業）届によりその旨」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 届出者の氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 営業所所在地
- 三 営業所の名称、屋号又は商号
- 四 営業の種類
- 五 現に受けている営業許可の番号及びその年月日
- 六 営業を廃止し、又は休業した理由及び年月日

第八条第二項中「営業開始届により」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書を」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 届出者の氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 営業所所在地
- 三 営業所の名称、屋号又は商号
- 四 営業の種類
- 五 現に受けている営業許可の番号及びその年月日
- 六 営業開始予定年月日

第八条の次に次の一条を加える。

（書類の経由）

## 第九条 法、政令、省令又は条例の規定により厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、その営業施設の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

様式第一号から様式第六号までを削り、様式第七号中「第2条」を「第6条」に、「第21条」を「第52条第3項」に改め、同様式を様式第一号とし、様式第八号中「第2条」を「第6条」に改め、同様式を様式第二号とし、様式第九号から様式第十二号までを削る。

### 附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 秋田県告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成25年2月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	廃止年月日
能代南病院	能代市宇寿域長根55番地30	平成24年12月31日

## 秋田県告示第53号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成25年2月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
能代南胃腸内科肛門外科	能代市宇寿域長根55番地30	胃腸内科、肛門外科、内科、外科	平成25年1月1日
クオール薬局石脇店	由利本荘市石脇字田尻3-129	調剤薬局	平成25年2月1日

## 秋田県告示第54号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成25年2月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
デイサービス午ノ浜	にかほ市三森字午の浜100-1	通所介護、介護予防通所介護	平成24年11月15日
さくら介護相談センター	山本郡三種町浜田字砂崎144	居宅介護支援事業	平成25年2月1日
グループホーム大仙ふくし苑	大仙市福田字穴沢97番地1	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	平成25年2月1日
訪問介護おじゃまる	大仙市下深井字高田215-1	訪問介護、介護予防訪問介護	平成25年1月1日
ショートステイ月に咲く花～輝け十文字～	横手市十文字町梨木字羽場下10番地115	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成25年1月4日
クオール薬局石脇店	由利本荘市石脇字田尻3-129	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成25年2月1日
グループホームいしくら	山本郡三種町森岳字高田21番地7	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	平成25年1月15日
介護老人保健施設ケアタウンたかのす	北秋田市脇神字南陣場岱10番地	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	平成25年2月1日

ショートステイこあに	北秋田郡上小阿仁村沖田面字 小蒲野26-13	短期入所生活介護、介護予防短期 入所生活介護	平成25年2月1日
------------	---------------------------	---------------------------	-----------

## 秋田県告示第55号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成25年2月15日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの種類	変更年月日
		変更前	変更後		
ヘルパーステーション横手	横手市婦気大堤字 婦気前132-1	横手市寿町6番3号	横手市婦気大堤字 婦気前132-1	訪問介護、介護 予防訪問介護	平成24年9月3日

## 秋田県告示第56号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成25年2月15日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	所 在 地	サービスの種類	休止年月日
たんぽぽケアマネセンター	能代市落合字下釜谷地148番 地2	居宅介護支援事業	平成25年2月15日

## 秋田県告示第57号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成25年2月15日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
ショートステイけやきの森	南秋田郡五城目町富津内下山 内字奈良崎1-4	短期入所生活介護、介護予防短期 入所生活介護	平成24年12月31日

## 秋田県告示第58号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、秋田県都市計画公聴会規則（昭和45年秋田県規則第1号）第3条第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年2月15日

秋田県知事 佐竹敬久

## 1 公聴会の日時

平成25年3月8日（金）午後1時30分

## 2 公聴会の場所

大館市比内町扇田字新大堤下93番地6 大館市役所比内総合支所302会議室

## 3 定めようとする都市計画の構想

大館都市計画及び比内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の決定素案

当該案件に係る関係書類は、建設部都市計画課及び大館市建設部都市計画課に備え置いて、平成25年2月15日(金)から同年3月8日(金)までの間、縦覧に供する。

## 4 公述申出書の提出期限等

- (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、日曜日及び土曜日を除き、平成25年2月22日(金)から同年3月1日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間に、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した公述申出書を、5に掲げる場所に提出すること。
- (2) (1)において、同種の意見が多数ある場合は、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)の数を制限することがある。
- (3) 公聴会の運営上必要がある場合は、あらかじめ公述時間を制限することがある。
- (4) 公述人の数を制限し、又は公述時間を制限した場合は、その旨を公述申出書を提出した者に通知する。
- (5) 公述人は、代理人により意見を陳述することができない。

## 5 問い合わせ先

秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課 電話018-860-2442

**秋田県告示第59号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年2月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 都市計画の種類

道路

## 2 都市計画の案の名称

秋田都市計画道路(3・4・12号御所野追分線、3・4・18号泉高梨線及び3・4・26号千秋新藤田線)の変更

## 3 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分 秋田市下新城中野字琵琶沼、泉一ノ坪、泉馬場、泉東町及び旭川南町の一部

## 4 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課
- (2) 秋田市山王四丁目1番2号 秋田地域振興局建設部用地課
- (3) 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

## 5 都市計画の案の縦覧期間 平成25年2月15日(金)から同年3月1日(金)まで

**秋田県告示第60号**

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)第6条第1項の規定により、北秋田市阿仁前田入会林野整備組合組合長柴田幹夫からなされた入会林野整備計画に係る申請を適当と決定したので、同条第4項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年2月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 申請年月日 平成25年2月1日

## 2 縦覧に供すべき書類の名称 北秋田市阿仁前田入会林野整備計画書の写し

## 3 縦覧期間 平成25年2月16日から同年3月17日まで

## 4 縦覧場所 北秋田地域振興局農林部森づくり推進課及び北秋田市役所産業部農林課

**秋田県告示第61号**

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年2月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1(1) 処分をした年月日

平成25年2月4日

- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号



鈴木木工所

大仙市高関上郷字杉本14番地1

鈴木 英俊

秋田県知事許可（般-20）第60066号

(3) 処分の内容

建具工事業に係る一般建設業許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実

平成25年2月4日付けで建具工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

2(1) 処分をした年月日

平成25年2月5日

(2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社サンエイ電気工業

大仙市大花町5番36号

取締役 大友 博

秋田県知事許可（般-23）第9263号

(3) 処分の内容

電気工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実

平成25年2月5日付けで電気工事業及び消防施設工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。